

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年10月から12年4月までを26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から13年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額より低額となっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は22万円と記録されている。

一方、申立期間当時の厚生年金保険法では、第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る育児休業期間中の保険料免除期間は、平成11年7月から12年4月までであることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間の平成11年10月から13年5月までの期間（当該期間のうち平成11年10月から12年4月までは、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、11年10月の標準報酬月額の定時決定により22万円と記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に当該期

間の正しい届出が行われていない場合であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成11年10月から12年4月までに係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が引き続くことが相当であることから、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成12年5月1日から13年6月1日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成11年10月から12年4月までの期間）外の期間であり、また、当該期間については、A社から提出のあった申立人に係る「給与明細」上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間のうち、平成12年5月1日から13年6月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年5月1日から13年6月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年4月までの期間、同年11月から同年12月までの期間及び8年5月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月から6年4月まで
② 平成6年11月から同年12月まで
③ 平成8年5月から9年3月まで

私は、平成9年2月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、母から借りた30万円で、国民健康保険の不足分と併せて、A町（現在は、B町）役場C支所に一括納付した。申立期間②及び③の保険料については、定期的ではないものの、後から届いた納付書で、分割で現金納付していた。全ての申立期間について、国民年金保険料を納めているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出された平成9年2月頃に、申立期間①の国民年金保険料を一括納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成9年2月時点では、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない上、オンライン記録から、同年2月21日に、時効の成立していない7年1月から8年3月までの国民年金保険料を一括納付していることが確認できることから、申立人が一括納付したと主張する保険料は、この期間のものであった可能性も否定できない。

また、申立期間③について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を後から届いた納付書により、役場の窓口で分割で納付したと述べているが、オン

ライン記録から、平成8年4月の保険料については、9年4月に現年度納付したことが確認できるものの、8年5月以降の保険料については過年度納付となることから、現年度分と一緒に役場の窓口では納付することができない。

さらに、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 6 月 13 日から同年 11 月 21 日まで
② 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 9 月 1 日まで
③ 平成 11 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①は、50万円の給与が支給されていたのに、標準報酬月額の記録が20万円となっていることはおかしいので調査してほしい。

また、申立期間②及び③は、B社又はC社に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いことはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社に勤務していた当時、50万円の給与が支給されていたのに、標準報酬月額の記録が20万円となっていることはおかしいと主張しているところ、オンライン記録では、当初、厚生年金保険の被保険者資格を取得した際には50万円の標準報酬月額で届出されていたものの、資格取得日の2か月後の平成6年8月に、20万円の標準報酬月額に取得時訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人の給与振込口座の取引明細表によると、平成6年7月支払いの給与について、振込が二口に分けられており、その金額から、20万円の支給から社会保険料及び所得税が控除されたものと30万円の支給から10%の所得税3万円が控除されたものとに分けて支給されていることが推認できる。

このことから、申立人には、申立人が主張するとおり、総額50万円の報

酬が会社から申立人に支払われているものの、そのうちの 30 万円については、その所得税の算出方法から、労働の対価としての賃金には当たらない報酬であり、平成 6 年 8 月に事業所が提出した資格取得時の報酬訂正届は、50 万円の支払総額で誤って届け出た申立人の標準報酬月額について、労働報酬のみを対象とするために訂正を行ったと考えられ、同年 8 月に届出された資格取得時の報酬訂正について、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間当時、事業所が加入していた、D 健康保険組合及び同基金における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録の 20 万円と同じであることが確認できる。

加えて、A 社を継承した、E 社に照会したが、回答を得られず、当時の支給内容及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、申立人は B 社又は C 社に勤務していたと主張しているところ、申立人が所持する契約書の記載内容から、両申立期間について、申立人が B 社又は C 社において業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、申立期間②については、申立人が所持する契約書の記載内容及び当時の組織図から、申立人は B 社において顧問として所属しており、一部確認できる給与明細書の支給内容も、45 万円の顧問報酬に対して 10% の所得税 4 万 5,000 円を控除した金額が申立人に支払われていることが確認できる。

また、B 社は、「申立人は、顧問契約により顧問として事業所に所属しており、顧問報酬を支払っていたため、社会保険には加入していないと思われる。」と回答している上、F 健康保険組合に申立期間②における申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間③については、申立人が B 社と雇用契約を締結していることは確認できるものの、当該契約書には、社会保険の加入についての記載は無く、当該申立期間の始期の平成 11 年 4 月 1 日に、F 健康保険組合の任意継続被保険者資格を取得し、当該申立期間後の 12 年 5 月 11 日に同資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。